十一～十六　（略）

十七　空港にあつては、前各号に掲げるもののほか、航空交通及び空港の業務に従事する者の安全を確保するために必要な措置を講ずること。

（空港機能管理規程の届出）

第九十二条の二　法第四十七条の二第一項の規定により、空港機能管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者は、空港の設置又は法第四十三条第一項に規定する重要な変更に伴い空港機能管理規程の設定又は変更が行われる場合にあつては、法第四十二条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われる日までに、その他の事由により空港機能管理規程の変更が行われる場合にあつては、変更後の空港機能管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した空港機能管理規程設定（変更）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　変更の届出の場合は、変更後の空港機能管理規程の実施予定日

四　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　設定し、又は変更しようとする空港機能管理規程（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）

二　（略）

三　その他設定し、又は変更しようとする空港機能管理規程に関し必要な事項を記載した書類

（空港機能管理規程の内容）

第九十二条の四　法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める空港機能管理規程の内容は、次の表の上欄に掲げる事項ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

空港の機能を確保するための管理の方針に関する事項	一　空港における機能の確保のために遵守すべき法令及び内部規則その他これに準ずるもの 二　（略）
空港の機能を確保するための管理の体制に関する事項	一　空港における機能の確保のための組織体制に関する事項 二　（略）
空港の機能を確保するための管理の方法に関する事項	一　空港における機能の確保に係る情報の伝達及び共有に関する事項 二　空港における機能の確保に係る教育及び訓練に関する事項 三　空港における機能の確保に係る文書の整備及び管理に関する事項 四～七　（略）

2　前項の規定は、法第五十五条の二第二項の規定により国土交通大臣が空港機能管理規程を定める場合について準用する。

八～十三　（略）

十四　空港にあつては、前各号に掲げるもののほか、航空交通及び空港の業務に従事する者の安全を確保するために必要な措置を講じること。

（空港保安管理規程の届出）

第九十二条の二　法第四十七条の二第一項の規定により、空港保安管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者は、空港の設置又は法第四十三条第一項に規定する重要な変更に伴い空港保安管理規程の設定又は変更が行われる場合にあつては、法第四十二条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われる日までに、その他の事由により空港保安管理規程の変更が行われる場合にあつては、変更後の空港保安管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した空港保安管理規程設定（変更）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　変更の届出の場合は、変更後の空港保安管理規程の実施予定日

四　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　設定し、又は変更しようとする空港保安管理規程（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）

二　（略）

三　その他設定し、又は変更しようとする空港保安管理規程に関し必要な事項を記載した書類

（空港保安管理規程の内容）

第九十二条の四　法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める空港保安管理規程の内容は、次の表の上欄に掲げる事項ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項	一　空港における安全の確保のために遵守すべき法令及び内部規則その他これに準ずるもの 二　（略）
空港の保安を確保するための管理の体制に関する事項	一　空港における安全の確保のための組織体制に関する事項 二　（略）
空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項	一　空港における保安の確保に係る情報の伝達及び共有に関する事項 二　空港における保安の確保に係る教育及び訓練に関する事項 三　空港における保安の確保に係る文書の整備及び管理に関する事項 四～七　（略）

2　前項の規定は、法第五十五条の二第二項の規定により国土交通大臣が空港保安管理規程を定める場合について準用する。